

# ○山梨県警察情報セキュリティに関する訓令

〔平成19年7月23日  
本部訓令第12号〕

〔沿革〕 平成23年4月本部訓令第9号

## (目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察における警察情報システム及び警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機（以下「警察情報システム等」という。）並びにそれらにおいて取り扱われる情報に関して、体系的かつ網羅的な管理の基準及びそれを組織的に実施するための基本的事項を定め、もって警察情報システム等に係る情報セキュリティを維持することを目的とする。

## (定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 警察情報システム 山梨県警察が設置する電子計算機、情報を伝送するための機器及び電気通信回線並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステム並びに山梨県警察において警察業務に係る情報処理の業務を行うその他のシステムであって、警察の業務に関する情報の管理及びその他の情報の処理を目的として利用されるものをいう。
- (5) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。

## (情報セキュリティ管理者)

第3条 山梨県警察に情報セキュリティ管理者を置き、警務部長をもって充てる。

2 情報セキュリティ管理者は、最高情報セキュリティ管理者（警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）に規定する最高情報セキュリティ管理者をいう。）が行う調整の下、山梨県警察における情報セキュリティに関する事務を統括することを任務とする。

## (情報セキュリティ委員会)

第4条 警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する重要事項を審議するため、山梨県警察

本部に情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員長は、情報セキュリティ管理者をもって充てる。

3 委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（情報の分類及び対策の基準）

第5条 警察情報システムにおいて取り扱われる情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じて適正に管理されなければならない。

2 情報の分類及び対策の基準については、情報セキュリティ管理者が、情報セキュリティ委員会の審議を経て定めるものとする。

（職員の責務）

第6条 職員は、警察情報システム等及びそれらにおいて取り扱われる情報を適正に取り扱わなければならない。

（監査）

第7条 情報セキュリティ管理者は、警察情報システム等に係る情報セキュリティに関する監査を実施し、その結果に基づき必要な指導、及び対策を講ずるものとする。

2 監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（細目的事項の委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令の一部改正）

2 山梨県警察の警察情報管理システムの運営に関する訓令（平成13年山梨県警察本部訓令第15号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成23年4月1日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。